

無人航空機の飛行に係る許可書

KMA グライダー事業委員会

委員長 森尾 智一 殿

令和 7 年 4 月 23 日付けをもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させることについては、航空法第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可する。

記

許可事項： 航空法第 132 条の 85 第 1 項第 1 号

許可の期間： 令和 7 年 6 月 1 日

飛行の経路： 京都市伏見区向島付近 宇治川水面及び河川敷上空
(申請書のとおり)

登録記号等： 申請書別紙 3「KMA F3K ハンドランチ大会参加者名簿」のとおり

無人航空機： 自作航空機
(申請書別紙 3「KMA F3K ハンドランチ大会参加者名簿」のとおり)

無人航空機を飛行させる者： 申請書別紙 3「KMA F3K ハンドランチ大会参加者名簿」のとおり

条件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。なお、飛行に当たり、他の法令等の制約がある場合にはこれを遵守すること。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合、又はそのような飛行が確認された場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行許可・承認期間中に、申請に関わる「登録記号」並びに「機体認証」及び「技能証明」の有効期間が切れる場合は、遅滞なく更新を行うこと。
- ・飛行を中止する場合は遅滞なく関西空港事務所(cab-kixkyoka@mlit.go.jp 又は 050-3198-2870)に連絡すること。

令和 7 年 5 月 15 日

関西空港事務所長

齋藤 賢一

